

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

教委規則
教育委員会が任命する現業職員の自己啓発等休業に関する規則……………一
教育公務員特例法第二十五条の二第一項及び第四項の認定の手續に関する規則……………二
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………三
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………四
山口県教育研修所規則の一部を改正する規則……………四
教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………四
教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………四
山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………五



教育委員会が任命する現業職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

教育委員会が任命する現業職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号。以下「条例」といふ。)の規定に基づき、教育委員会が任命する単純労務職員(以下「職員」といふ。)(の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。

る。

(自己啓発等休業の承認の申請手續)

第二条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手續)

第三条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告に係る事実の確認)

第四条 教育委員会は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職務復帰後における号給の調整)

第五条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年山口県人事委員会規則第一号。以下「自己啓発等休業規則」といふ。)の適用を受ける者の例により、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業の取扱いについては、自己啓発等休業規則の適用を受ける者の例による。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育公務員特例法第二十五条の二第一項及び第四項の認定の手續に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

教育公務員特例法第二十五条の二第一項及び第四項の認定の手續に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」とい

う。(第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、事実の確認の方法その他同条第一項及び第四項の認定の手續について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 法第二十五条の二第一項の認定は、教諭等の所属する学校の校長(当該教諭等が市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員である場合にあつては、市町教育委員会、次条第二項及び第六条において同じ。)の申請により行うものとする。

(事実の確認の方法)

第三条 山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、児童、生徒又は幼児に対する教諭等の指導が不適切であるかどうかを認定するに当たっては、次に掲げる事項を記載した書面により事実の確認を行うものとする。

一 当該教諭等の勤務状況

二 当該教諭等に係る研修等の実施状況

三 校長又は市町教育委員会が当該教諭等に対して行った指導又は意見の聴取の内容
2 教育委員会は、当該教諭等の所属する学校の校長に対し、前項に規定する書面の提出を求めるものとする。

3 教育委員会は、第一項の確認を行うため必要があると認めるときは、校長、市町教育委員会その他の者から事情を聴き、又は実地に調査することができる。

(意見の聴取)

第四条 教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定をするに当たっては、あらかじめ、意見聴取会を開き、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者から当該認定に関して意見を聴かなければならない。(意見を述べる機会の付与)

第五条 教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定をするに当たっては、当該教諭等に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(通知)

第六条 教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定をしたときは、当該教諭等及び当該教諭等の所属する学校の校長にその旨を書面により通知するものとする。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改める。

第十一条第一項の表教育政策課の項中「施設班」を「施設班 福利・給付班 厚生班」に改め、同表福利課の項を削り、同表義務教育課の項中「人事班」を「地域支援・人事班」に、「システム開発班」を「経理班」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項の表教育政策課の項中第二十七号を第三十号とし、第二十一号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

二十二 公立学校共済組合に関すること。

二十三 教職員互助会に関すること。

第十二条第一項の表教職員課の項第六号中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の退職手当に関すること。

六 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の公務災害補償に関すること。

七 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の児童手当に関すること。

第十二条第一項の表福利課の項を削り、同表義務教育課の項第三号を次のように改め、同条第二項を削る。

三 県費負担教職員の給与に関すること。

第十五条第一項の表分室の項を削り、同条第二項の表分室の項を削る。

「第七款 教育研修所」を「第七款 総合教育支援センター」に改める。

第六十三条中「山口県教育研修所条例」を「山口県総合教育支援センター条例」に、「教育研修所の」を「総合教育支援センターの」に改め、同条の表中「山口県教育研修

所」を「やまぐち総合教育支援センター」に改める。
第六十四条中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に、「及び部」を「室及び部」に改め、同条の表を次のように改める。

課・室・部	班
総務課	
企画室	
教育研修部	教職研修班 特別研修班
教育支援部	学校支援班 情報教育班
子どもと親のサポートセンター	
ふれあい教育センター	

第六十五条中「及び部」を「室及び部」に改め、同条の表中

「課・室・部」に改め、同表総務課の項第三号中「他の」の下に「室及び」を加え、

同項の次に次のように加える。

企画室 総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。

第六十五条の表総合研修部の項中「総合研修部」を「教育研修部」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「資料」を「情報」に、「利用」を「提供」に改め、同号を同項第三号とし、同表カリキュラム支援部の項を削り、同表情報教育部の項を次のように改める。

一	カリキュラムの調査研究、開発等の支援に関すること。
二	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
三	教科教育に関する研修に関すること。

教育支援部	四 教科教育に関する調査研究に関すること。 五 教科教育に関する情報の収集及び提供に関すること。 六 情報教育に関する研修に関すること。 七 情報教育に関する調査研究に関すること。 八 情報教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
-------	---

第六十五条の表ふれあい教育センターの項中「ふれあい教育センター」を「子どもと親のサポートセンター」に改め、同項第四号中「資料」を「情報」に、「利用」を「提供」に改め、同表に次のように加える。

ふれあい教育センター	一 特別支援教育に関する相談に関すること。 二 特別支援教育に関する研修に関すること。 三 特別支援教育に関する調査研究に関すること。 四 特別支援教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
------------	---

第六十六条第一項中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同条第二項中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改め、「主任を」の下に「室及び部に主査を」を加える。

第六十八条の見出し中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同条中「教育研修所の」を「総合教育支援センターの」に、「山口県教育研修所規則」を「山口県総合教育支援センター規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下

げ、第七号の次に次の一号を加える。
八 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県教育研修所規則の一部を改正する規則

山口県教育研修所規則（昭和四十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県総合教育支援センター規則

第一条中、「山口県教育研修所（以下、「研修所」を、やまぐち総合教育支援センター（以下、「総合教育支援センター」に改める。

第四条、第七条第一項第二号、第十一条の表及び第十二条第四項中「研修所」を「総合教育支援センター」に改める。

第二十条中「研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条中「研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条から第十八条までを二条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の二条を加える。

（教育情報提供事業計画）

第十五条 所長は、毎年度、教育長の承認を受けて教育情報提供事業計画を定めなければならない。

（教育情報提供事業の報告）

第十六条 所長は、年度終了後、速やかに当該年度における教育情報提供事業の実施状況を教育長に報告しなければならない。

別記様式中「研修所」を「総合教育支援センター」に、「山口県教育研修所」を「やまぐち総合教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分中「、分室長」を削り、別表第一 業務上の職の表事務職員のうち「主事」の下に「、統括班長」を加え、同表技術職員のうち「、主任運転士、運転士」を削り、同表その他の職員の項を削り、別表第一の備考3を削る。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中

分 室 長 上司の命を受けて分室の事務を掌理する。 を削り、別表

第二の二 業務上の職の表技師の項の次に次のように加える。

統 括 班 長	上司の命を受けて複数の班の事務を整理する。
---------	-----------------------

別表第二の二 業務上の職の表主任運転士の項及び運転士の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)(第二十一条及び)」を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第七条の二 第四条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)(を)している職員の給料月額は、第五条、第六条、第六条の三及び第七条の規定による給料月額に五十二週間を超えない期間につき一週間当たり二十五時間までの範囲内で別に定められたその者の勤務時間を四十分で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条中「前条」を「第七条」に改め、「かかわらず、」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は」を加える。

第十一条第二項中「職員給与条例第七条及び第七条の二」を「学校職員給与条例第九条及び第九条の二」に改める。

第十三条第一項中「職員給与条例又は」を削る。

第十四条中「職員給与条例第十三条及び附則第三項」を「学校職員給与条例第十九条及び附則第四項」に改める。

第十五条中「職員給与条例第十九条」を「学校職員給与条例第二十一条の二」に改める。

(教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「職員」の下に「(別に定める職員を除く。)(」を加える。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなつた学校職員を含む。)(である場合にあつては、当該学校職員に当該勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該勤務を命じることができる。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）